

医療費控除の申告に医療費通知を利用する場合の留意点

令和5年12月20日
スタンレー電気健康保険組合

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続について、従来の医療費等の領収書の添付に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。また、一定の条件を満たした医療費通知であれば、「医療費控除の明細書」として利用できるとされました。申告の際に留意すべき点を以下に記載いたしましたので、実際に申告される場合にはご確認されますようお願いいたします。

- ① 当健康保険組合が令和6年2月に皆様へお渡しする「年間医療費のお知らせ」は医療費通知としての条件を満たしております。医療費控除の明細書として使用できます。
- ② 当健康保険組合では、1月分から11月分までの11ヶ月分を掲載した「年間医療費のお知らせ」を2月に発行しています。これに掲載されていない12月分の医療費がある場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付することが必要です。この場合の領収書は5年間の保管義務があります。
- ③ 医療費通知の「医療機関等の名称」欄に記載されたものが、「所属する団体の名称」または空白となっている場合があります。その場合は領収書に基づいて医療費通知原本に医療機関等の名称を補完記入していただくか、領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を申告書に添付していただくこととなります。医療費通知原本に補完記入した欄に対応する領収書については、確定申告期限から申告者が5年間保管する義務があります。
- ④ 医療費通知に記載している医療費の額は、自己負担額である必要がありますが、健康保険組合で記載した金額は、公費負担医療、自治体単独の医療費助成、減額査定、未収金等が反映されていません。申告者ご自身で領収書等を確認して実際に負担した額を申告していただくこととなります。
(なお、公費負担医療制度や自治体単独の医療費助成の減免額について、被保険者の皆様からの照会について対応がされるよう厚生労働省より各自治体へ協力依頼がされています。また、医療費通知の補完記入および訂正の方法につきましては、国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。)
- ⑤ 生命保険や当健保組合からの給付の額(療養費、出産育児一時金、高額療養費ほか)など「年間医療費のお知らせ」に載っていない給付を受けている場合は、実際に負担した医療費の額に訂正していただく必要があります。
- ⑥ 医療費通知に記載されている医療費に、未払いがあった場合は、申告者自身で実際に負担した医療費の額に訂正していただく必要があります。
- ⑦ セルフメディケーション税制と医療費控除はどちらかを選択して申告していただくことになっております。両方を申告することはできません。
- ⑧ 申告書に医療費通知を添付する場合は、原本を添付してください。コピーは認められていません。

以上